

介護保険制度（介護保険料改定）

第8期赤平市

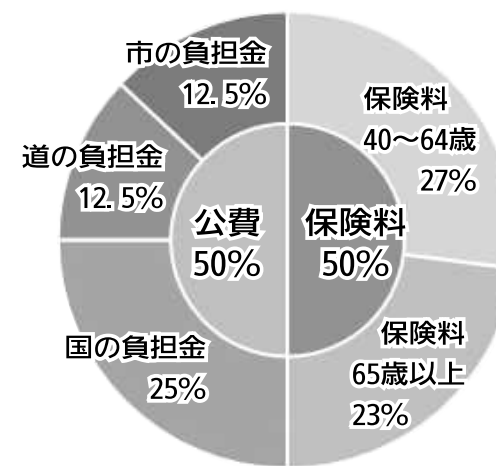
高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画

介護保険事業やさまざまな高齢者福祉サービスの基本的な方針となる本計画について3年に一度見直しを行なっています。
令和3年度から令和5年度の3年間を計画期間として新たな第8期計画がスタートしました。



介護保険制度の運営財源

介護保険料は、40歳以上の方が納める介護保険料と、国や道、市の負担金で運営されています。65歳以上の方が納める保険料の総額は、制度運営の財源の約23パーセントを占めています。みなさんが納める保険料は、介護保険を運営していくための大切な財源です。必要なときに、必要な介護サービスを利用できるように保険料は必ず納めましょう。



問合せ
介護健康推進課
介護保険係
☎32-2217

介護保険料が

改定されます

第8期計画による介護サービス費用の見直しに伴い、65歳以上の方に納めていただく介護保険料が変更になりました。市全体における総人口の減少に伴って、保険料を負担する高齢者人口も減少している反面、介護サービスを必要とする人の割合は増加傾向となっていることから、第7期（平成30〜令和2年度）に比べ、介護保険料の月額基準額（第5段階）が、5,280円から5,600円に引き上げとなります。

介護保険料が上がるのはなぜ？

高齢者人口（第1号被保険者数）の減少や介護報酬改定による影響で上がることがあります。

市は負担してくれないの？

所得段階が第1〜第3段階の所得の低い方には、国や道、市が負担し、介護保険料の軽減が行なわれています。

令和3年度 所得段階別年額保険料額

生活保護を受給している方		第1段階	20,100円 (基準額×0.3)	
世帯全員が 住民税非課税の方	▶老齢福祉年金を受給している方	第1段階	20,100円 (基準額×0.3)	
	前年合計所得金額 + 課税年金収入額	▶80万円以下の方	第2段階	33,600円 (基準額×0.5)
		▶80万円を超え、120万円以下の方	第3段階	47,000円 (基準額×0.7)
▶120万円を超える方	第4段階	60,400円 (基準額×0.9)		
	第5段階	67,200円 (基準額)		
本人は住民税非課税で 世帯のだれかに住民税 が課税されている方	前年合計所得金額 + 課税年金収入額	▶80万円以下の方	第4段階	60,400円 (基準額×0.9)
		▶80万円を超える方	第5段階	67,200円 (基準額)
	前年合計所得金額	▶125万円未満の方	第6段階	77,200円 (基準額×1.15)
		▶125万円以上210万円未満の方	第7段階	87,300円 (基準額×1.3)
▶210万円以上320万円未満の方	第8段階	104,100円 (基準額×1.55)		
	▶320万円以上の方	第9段階	114,200円 (基準額×1.70)	

基準額の算定方法

平成30年度〜令和2年度は、年額63,300円・月額5,280円でした。

赤平市の保険料の基準額
(令和3〜5年度)
67,200円(年額)
5,600円(月額)



赤平市で介護保険
給付にかかる費用



65歳以上の方の
負担分23%

赤平市の65歳以上の方の人数